

# 新型コロナウイルス感染症分類移行に関するお知らせ

5月8日から、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染症法上の位置づけが現在の「2類相当」から「5類」に移行されます。移行に伴い、これまで無償だった検査費や医療費が自己負担になるなど、新型コロナへの対応が変わります。感染症法上の取り扱いが変わっても、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありませんので、引き続きご注意ください。

## 感染症法上の位置づけの変更とは？

- **2類相当（5月7日まで）**：入院措置などの行政による強い関与があり、限られた医療機関による特別な対応。
- **5類（5月8日から）**：幅広い医療機関による自律的な通常の対応となり、行政は医療機関支援などの役割を担う。

## 新型コロナに感染したら？

### Q 5月8日以降に感染したら？

外出の自粛は、個人や事業者の判断になりますが、次の行動を推奨します。

- 発症後5日を経過し、症状が軽くなってから24時間経過するまでは、外出を控える。
- 10日間が経過するまでは、マスクの着用や感染症に感染することにより病気が重症化しやすい方との接触を控える。

### Q 濃厚接触者の考え方は？

濃厚接触者として行動が制限されることはありません。ご家庭内で感染者が発生したときは、家庭内での感染予防をしっかりと行い、ご自分の体調に十分注意してください。

## 治療費の自己負担は？ ※令和5年10月以降については未定です

- **コロナ検査費用**：自己負担になります。（健康保険が適用されます）
- **外来費用**：新型コロナ治療薬（ラゲブリオ、パキロビッドなど）の費用は、令和5年9月末まで無償です。治療薬以外の外来医療費は自己負担です。
- **入院費用**：自己負担が高額になる場合は、令和5年9月末まで最大2万円が減額されます。

## これからの感染対策

### ① 自宅療養・医療機関受診

発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状が出てきた場合は、市販の検査キットによる検査をし、陽性が疑われる場合は、無理せず自宅で療養するか、症状が重いときは、事前に医療機関に連絡してから受診をお願いします。

### ② 場面に応じたマスクの着用、咳エチケットの実施

マスク脱着の判断は、感染の流行の状況、周囲の混雑状況などを考慮してください。また、マスク着用を呼びかけられている場面では、できるだけ着用に応じ、外出時はマスクを携帯し、必要に応じ着用ができるよう準備をお願いします。

### ③ 換気、三密（密集・密接・密閉）の回避

換気や人との間隔をあける、すいている時間帯を活用するなどによって感染リスクを下げるができます。

## コロナワクチン接種計画

令和5年度は無償で接種が受けられ、12歳以上の接種は、9月以降の接種を予定しています（11歳以下のお子さんの接種は別日程で実施）。ワクチンには一定の効果が認められていますのでこの機会に接種することをお勧めします。該当する方にはその都度お知らせします。

※5月・6月接種は、高齢者や基礎疾患があるなど、重症化リスクが高い方のみ接種可能で、対象者には案内済みです。

## 5月8日以降の相談先

どこで受診すればいいかわからない、家族がコロナ陽性になった、発熱やのどの痛みなどの症状がある、療養中の症状悪化などの相談に対応します。（看護師が24時間常駐）

福島県新型コロナウイルス感染症相談センター  
0120-567-747（24時間対応）

福島県新型コロナウイルス感染症相談センターのページ→

